

訪問型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	2411	訪問型独自サービス 2 1	ロ 1月当たり の回数を決める 場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287単位	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス 2 2		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179単位
A2	2621	訪問型独自サービス 2 3			(二)所要時間45分以上の場合		220単位
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合			163単位
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1	ロ 1月当たりの回 数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3			(二)所要時間45分以上の場合		2単位減算
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算		-2
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物 の利用者等にサー ビスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位加算		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 137/1000加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 55/1000加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 63/1000加算	1回につき	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42/1000加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000加算		